

支 払 又 は 支 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書
(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領(取りまとめ分))

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____

報告者の区分(該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

報告者の業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領2に該当する場合に記入)

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

- 1 支払又は支払の受領の実行日： 年 月1日から末日まで
- 2 報告通貨(該当分に○) イ. 円(3に換算方法を記入) ロ. 円以外() (()内に通貨名を記入すること。)
- 3 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○ ハの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。)
- イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>
()
- 4 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領(該当分に○) イ. 含む ロ. 含まない
- (注 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。)
- (1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	支払の区分	合 計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								
銀 行 等 又 は 資 金 移 動 業 者 使 用 欄									
整理番号等									
取扱店舗名									

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

- 4 支払等を行った通貨により報告する場合には、当該決済通貨の種類ごとに別葉として作成すること。
 - 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
 - 6 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。
 - 7 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
 - 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
 - 9 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときには、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。
 - 10 支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。
- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
- 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。
 - 3 本報告の手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、本省令第3条第2項に規定する特定の銀行等又は資金移動業者ごとに区分して行う必要はなく、当該特定の銀行等又は資金移動業者を取りまとめて当該手続を行つて差し支えない。

(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払								
		支払の受領								

- (記入要領) 1 支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。
- 2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
 なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
- 3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 4 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。
- 5 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 7 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときには、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

(4/2)

(日本産業規格A4)